

第129回気仙沼市議会（定例会）

行政報告

令和4年12月2日

私から、本市域内の養鶏農場において11月23日に発生が確認された「高病原性鳥インフルエンザ」について、行政報告を申し上げます。

本件は、11月22日に市内の養鶏農場から、宮城県東部家畜保健衛生所に対して、「飼養している肉用鶏^{にくようけい}の死亡数が増加している」との通報があり、同所が鳥インフルエンザの簡易検査を行ったところ陽性反応が確認され、その後、仙台家畜保健衛生所において遺伝子検査を実施した結果、11月23日に、令和4年度の国内16例目、本市において初となる「高病原性鳥インフルエンザ」の疑似患畜^{ぎじかんちく}であることが確認されたものであります。

宮城県では「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、必要な防疫措置を24時間体制で実施し、発生養鶏農場で飼養している肉用鶏^{にくようけい}約2万1千羽の内、既に死亡していた約2,400羽を除いた18,232羽の殺処分を11月23日午前11時から開始し、翌11月24日午前9時45分までに全てを完了しました。

また、併せて発生養鶏農場の敷地内での飼料など汚染物品の埋却と、鶏舎及び農場内の清掃・消毒を11月24日午後8時45分ま

でに終えております。

現在は鳥インフルエンザが発生した場合の「移動制限」として、生きた家きん、家きんの卵などの農場外への移動が、発生養鶏農場から半径3キロメートル以内の区域で制限されるとともに、「搬出制限」として、生きた家きん、家きんの卵などの区域外への移動が、発生養鶏農場からの半径3キロメートルから10キロメートル以内の区域で制限されております。

「移動制限」については、防疫措置完了後21日間に、新たな発生がないこと、「搬出制限」については、防疫措置完了後10日後に実施される移動制限区域内の全ての農場における検査で陰性が確認されることが解除条件となっております。

また、この制限期間中は、市内の3箇所において消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施しております。

本市においては、県から情報提供を受けた11月22日に、庁内関係課による「市対策会議」を開催し、県からの協力要請の内容を庁内で共有し、発生養鶏農場付近の地元住民を対象とした説明会の開催支援や、防災無線による注意喚起、市内3か所へ設置した消毒

ポイントへの給水，発生養鶏農場における防疫措置の支援など，側面支援を行っております。

この間の防疫措置にあたり，昼夜問わず迅速かつ適切な対応をいただいた宮城県並びに宮城県建設業協会気仙沼支部など関係団体の皆様に対し，心から感謝申し上げますとともに，今回，鳥インフルエンザが発生した養鶏農場に対して心からお見舞いを申し上げます。

今回の鳥インフルエンザの発生は，県内では3例目，本市域では初めての事でありますことから，市民の皆様から不安の声が寄せられておりますが，鳥インフルエンザは感染した鳥に直接接触などの濃厚接触がなければ人への感染はないとされており，本市としましては，正確な情報を提供することにより，市民の皆様の不安の払拭に努めてまいります。

また，移動制限区域内の養鶏農場へ新たな感染拡大が無いことが確認され今回の事態が収束するまで，気を抜くことなく注視してまいります。

以上のことを申し上げ，私からの行政報告とさせていただきます。